

VFX を活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務仕様書

1 業務の名称

VFX を活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務

2 委託業務の目的

VFX を活用した群馬県の PR 動画を制作・発信することで、群馬県の魅力を効果的に発信し知名度向上につなげるとともに、多くのクリエイティブな人材が生まれるよう機運を醸成し、群馬県の取り組みを多くの皆様にご理解いただく一助とする。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託業務内容

○コンテンツの制作・発信

- ・「2 委託業務の目的」に沿った動画コンテンツの制作及び発信を行うこと。なお、制作する動画コンテンツについては、群馬県の魅力を発信する内容にて 1 分以上の本編動画を最低 10 本以上制作すること。また、制作する動画の本数や長さについて、企画提案書に記載すること。
- ・企画内容について、群馬県の魅力を発信するためのショートドラマとして制作すること。
- ・実写の映像の中に生成 AI や VFX などの最新技術を取り込んだ構成にすることで、実写のみの映像と差別化を図り、視聴者の興味を引き、記憶に残る内容にすること。
- ・動画全体を通して、間接的に群馬県への訪問を喚起するような引きのある内容とすること。
- ・生成 AI について、使用の際には著作権等各種権利について十分に留意すること。
- ・著作権及び関連するすべての権利を侵害しないこと。違反が発覚した場合、全責任は提供者が負うものとする。
- ・コンテンツの制作に伴い、出演者（声優を含む）を起用する場合は、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。
- ・発信日から令和 8 年 2 月末日までの間の当該コンテンツの視聴者数、年代、性別等の視聴者データを分析し、報告書の形式で提出すること。
- ・制作した PR 動画は群馬県の YouTube チャンネル「tsulunots」で投稿を行うこと。なお、コンテンツの合計再生回数 10 万回以上を目標に制作すること。
- ・制作した PR 動画について、期限を定めず配信できるよう必要な調整を行うこと。
- ・広報についてインターネット媒体以外も活用し、より多くの人に当企画を認知してもらうための広報を行うこととし、その広報の具体的な方法について提案すること。

5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影に当たって必要な事項の調整：令和 7 年 9 月以降随時
- ② 撮影・編集：令和 7 年 9 月以降随時
- ③ コンテンツの公開及び群馬県への動画納品：令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月末まで随時
※公開及び納品が困難な場合は、別途調整する。
- ④ 視聴者データ分析報告書：
発信日から 2 月末日までのデータ…令和 8 年 3 月中旬

6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR 動画コンテンツデータ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出
制作コンテンツに関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) コンテンツ発信に当たり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作した PR 動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) コンテンツの制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 事業完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
 - ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
 - ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
 - ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
 - ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
 - ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
 - ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
 - ・ 本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。
- ※詳細は委託者と受託者で別途協議する。